

平成30年度

定期監査結果報告書

(平成30年度対象)

八戸市監査委員

(平成30.11)

八 監 第 71 号
平成 30 年 11 月 15 日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
五 戸 定 博 様
八戸市教育委員会教育長
伊 藤 博 章 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 秋 山 恭 寛

定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年度定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 定期監査結果報告

1	監査実施日	-----	7
2	監査の対象	-----	7
3	監査の範囲	-----	7
4	監査執行者	-----	7
5	監査の方法	-----	7
6	監査の結果	-----	8
	総合政策部	-----	9
	都市整備部	-----	11
	教育委員会	-----	14

1 監査実施日

平成30年8月22日から平成30年10月2日まで

2 監査の対象

対 象 部 ・ 課 (室) 名	
総合政策部	政策推進課、市民連携推進課
都市整備部	区画整理課、駅西区画整理事業所、建築指導課
教育委員会	学校教育課、北地区給食センター、西地区給食センター、教育指導課、勤労青少年ホーム、社会教育課、地区公民館（7館）、総合教育センター、こども支援センター、図書館、博物館、南郷歴史民俗資料館、小学校（11校）、中学校（6校）

3 監査の範囲

平成29年度において執行された財務に関する事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については平成30年度執行分を含む。）

4 監査執行者

監査委員 早狩博規
監査委員 小原隆平
監査委員 秋山恭寛

5 監査の方法

各部課等において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 監査委員出席のもと、部長等以下関係職員から事務事業の執行状況について説明を受け、

質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

総合政策部

政策推進課

1 主なる分掌事務

- (1) 各部局にわたる政策調整に関すること。
- (2) 特に緊急かつ重要な施策の企画立案、調整及び推進に関すること。
- (3) 総合計画及び国土利用計画に関すること。
- (4) 重点事業の総括に関すること。
- (5) 広域連携に関すること。
- (6) 震災復興に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	政策推進グループ	参事	(グループリーダー事務取扱)	以下 5人
(部次長兼務)	広域連携グループ	副参事	(グループリーダー)	以下 5人
	震災復興推進室	室長		以下 3人
				計 14人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、第6次八戸市総合計画 |
| (2) 収入事務 | 雑入(第6次八戸市総合計画販売収入) |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 平成30年市民アンケート調査業務委託契約
復興支援彫刻除幕式会場設営業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

市民連携推進課

1 主なる分掌事務

- (1) 市民活動の促進に関すること。
- (2) 地域コミュニティの振興に関すること。
- (3) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関すること。
- (5) 国際交流に係る企画及び調整に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	—	市民協働グループ	副参事（グループリーダー）	以下 4 人
	—	地域連携グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 4 人
	—	男女共同参画グループ	副参事（グループリーダー）	以下 3 人
	—	国際交流グループ	副参事（グループリーダー）	以下 4 人
				（うち非常勤職員 1 人）
				計 16 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | 八戸市学生まちづくり助成金制度補助金 |
| (4) 契約事務 | 八戸圏域市民活動促進事業業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

都市整備部

区画整理課

1 主なる分掌事務

- (1) 土地区画整理事業の保留地の処分に関する事。
- (2) 土地区画整理事業の仮換地指定、減価補償金、換地処分及び登記に関する事。
- (3) 土地区画整理事業の清算に関する事。
- (4) 土地区画整理事業の調査計画及び換地計画に関する事。
- (5) 新都市開発整備事業に係る連絡調整に関する事。

2 組織・職員の状況

課長 ————— 区画整理グループ 副参事（グループリーダー）以下 5人
(部次長兼務)

計6人

3 監査項目

- (1) 収入事務 土木手数料（仮換地証明手数料）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 売市第二土地区画整理事業換地処分及び区画整理登記関係図書作成業務委託契約
仮住居補償契約

4 監査の結果

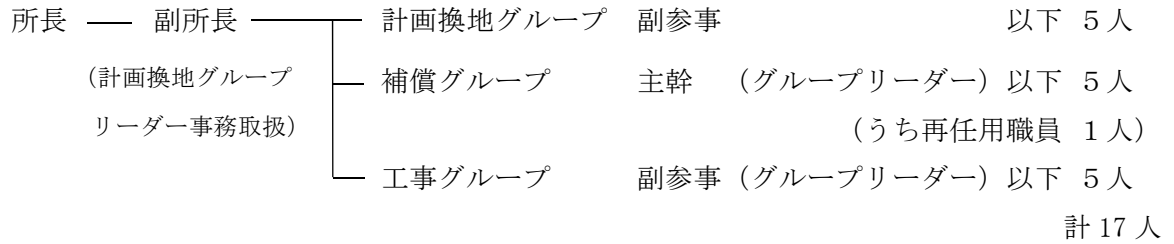
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

駅西区画整理事業所

1 主なる分掌事務

八戸駅西地区の土地区画整理事業の実施に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|----------|---|
| (1) 収入事務 | 土木手数料 (仮換地証明手数料) |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 契約事務 | 都市計画道路 3・4・27 橋梁予備設計業務委託契約
建物移転等補償契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

建築指導課

1 主なる分掌事務

- (1) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出等に関すること。
- (2) 地価公示に関すること。
- (3) 都市計画法に基づく開発許可等に関すること。
- (4) 建築審査会及び公聴会に関すること。
- (5) 違反建築物等に対する是正指導に関すること。
- (6) 建築確認申請書等の審査及び確認済証等の交付に関すること。
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構災害関連融資住宅の現場審査に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	—	開発指導グループ	副参事（グループリーダー）	以下 5人
	—	建築指導グループ	副参事（グループリーダー）	以下 5人
	—	建築審査グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 7人
				計 18人

3 監査項目

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 土木手数料（建築確認申請手数料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 平成 29 年度空き家情報作成業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

教 育 委 員 会

学 校 教 育 課

1 主なる分掌事務

- (1) 学校経営支援に関すること。
- (2) 学校の設置及び通学区域に関すること。
- (3) 学齢児童生徒の就学及び入学に関すること。
- (4) 私立学校等への助成に関すること。
- (5) 学校基本調査及び統計に関すること。
- (6) 教職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (7) 学校保健医及び学校安全の指導に関すること。
- (8) 学校給食の計画及び管理に関すること。
- (9) 学校給食共同調理場に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	学務グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 10 人 （うち非常勤職員 2 人）
	経営支援グループ	副参事（グループリーダー）兼管理主事 兼主任指導主事	以下 5 人
	学校給食グループ	副参事（グループリーダー）	以下 6 人
			計 22 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、はがき |
| (2) 収入事務 | 奨学金貸与元利収入 |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 通学タクシー運行业務委託契約
給食管理システム保守管理委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

給食センター

1 監査対象給食センター

北地区給食センター、西地区給食センター

2 主なる分掌事務

給食調理に関すること。

3 組織・職員の状況

(1) 北地区給食センター

所長	┌───┐	主事以下	18人	
	└───┘	(うち再任用職員)	9人	
		栄養士(県職員)	3人	計22人

(2) 西地区給食センター

所長	┌───┐	主幹以下	4人	
	└───┘	(うち非常勤職員)	1人	
		栄養士(県職員)	4人	計9人

4 監査項目

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 給食費負担金 |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |

5 監査の結果

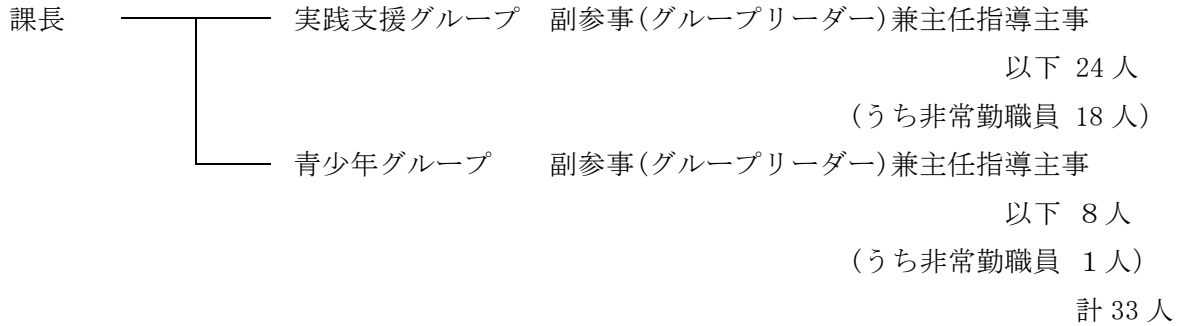
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

教育指導課

1 主なる分掌事務

- (1) 教育課程の指導及び生徒指導に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関する施策の総合的な企画、推進及び青少年関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 青少年団体及び青少年指導者の育成に関すること。
- (4) 少年相談センターに関すること。
- (5) 児童生徒の国内外交流に関すること。
- (6) 勤労青少年ホームの運営管理に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 雑入(社会教育事業収入) |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 平成 29 年度文集「はちのへ」中学校編第 64 号編集委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

勤労青少年ホーム

1 主なる分掌事務

- (1) 講演会、講習会その他の各種教養講座の開催に関すること。
- (2) レクリエーション及びグループ活動の指導促進に関すること。
- (3) 職業、生活、健康等の指導及び相談に関すること。

2 組織・職員の状況

非常勤館長 ——— 非常勤職員 3人 計4人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 財産貸付収入（土地建物貸付収入）
労働使用料（勤労青少年ホーム使用料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 八戸市勤労青少年ホーム建築設備定期点検業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

社会教育課

1 主なる分掌事務

- (1) 社会教育計画に関すること。
- (2) 生涯学習の推進及び市民大学講座の運営に関すること。
- (3) 社会教育施設の設置に関すること。
- (4) 社会教育関係団体の育成指導に関すること。
- (5) 公民館活動に関する企画、調査及び研究に関すること。
- (6) 公民館の各種学級及び講座等の開設に関すること。
- (7) 公民館の事務の調整に関すること。
- (8) 公民館及び瑞豊館の予算及び経理に関すること。
- (9) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (10) 埋蔵文化財保護に係る協議、調整及び指示に関すること。
- (11) 文化財審議委員の庶務に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	社会教育グループ	参事	(グループリーダー事務取扱)	以下 9人
				(うち非常勤職員 1人)
	文化財グループ	副参事	(グループリーダー)	以下 6人
				(うち非常勤職員 1人)
				計 16人

3 監査項目

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、タクシー券 |
| (3) 収入事務 | 教育使用料(社会教育使用料) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 補助金交付事務 | 無形民俗文化財後継者養成補助金 |
| (6) 契約事務 | 八戸市民大学講座講演業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

地区公民館

1 監査対象地区公民館（7館）

小中野公民館、下長公民館、是川公民館、根城公民館、長者公民館、根岸公民館、
白山台公民館

2 主なる分掌事務

- (1) 施設、設備等の維持管理に関すること。
- (2) 地区の公民館事業に関すること。

3 組織・職員の状況

各地区公民館とも

非常勤館長 ————— 非常勤職員 3人 計4人

4 監査項目

- (1) 現金取扱事務 つり銭、電話使用料
- (2) 有価物等管理事務 後納封筒
- (3) 収入事務 社会教育使用料（公民館使用料）

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

総合教育センター

1 主なる分掌事務

- (1) 教育に関する専門的及び技術的な事項の研究及び調査に関すること。
- (2) 教職員の教育研究及び研修に関すること。
- (3) 教育資料の収集、整理、保管及び貸出しに関すること。
- (4) 教育情報ネットワークに関すること。
- (5) 児童科学館及び視聴覚ライブラリーに関すること。

2 組織・職員の状況

所長	副所長	研修グループ
	(研修グループリーダー兼務)	主任指導主事以下 12 人 (うち非常勤職員 4 人)
		計 14 人

3 監査項目

- | | |
|----------|---|
| (1) 収入事務 | 財産貸付収入（土地建物貸付収入） |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 契約事務 | 八戸市小中学校パソコンサポート業務委託契約
エレベーター保守点検業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

こども支援センター

1 主なる分掌事務

- (1) 教育相談及び適応指導教室に関すること。
- (2) 特別支援教育に関すること。
- (3) 教育支援委員会に関すること。

2 組織・職員の状況

所長	副所長	こども支援グループ
(総合教育センター 所長兼務)	(総合教育センター 副所長兼務)	副参事 (グループリーダー) 兼主任指導主事以下 24 人 (うち非常勤職員 19 人)
		計 26 人

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類

4 監査の結果

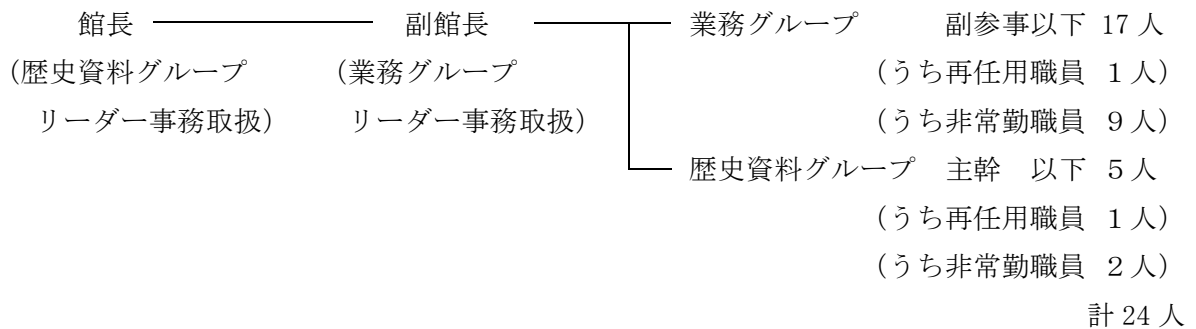
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

図 書 館

1 主なる分掌事務

- (1) 図書館資料を市民の利用に供し、読書の相談に応ずること。
- (2) 図書館資料を収集し、保存すること。
- (3) 読書普及及び児童生徒の読書指導に関すること。
- (4) 移動図書館の巡回に関すること。
- (5) 八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センターに関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、はがき、刊行物(市史) |
| (3) 収入事務 | 雑入(複写資料代収入、印刷物販売収入、電話等使用料) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 古文書目録検索データベースシステム保守管理業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

博物館

1 主なる分掌事務

- (1) 博物館の管理に関すること。
- (2) 八戸市南郷歴史民俗資料館の管理に関すること。
- (3) 博物館事業に関すること。
- (4) 博物館協議会に関すること。
- (5) 史跡根城の広場に関すること。

2 組織・職員の状況

館長	副館長	主査兼学芸員以下 9人 (うち非常勤職員 4人)
	南郷歴史民俗資料館	
	非常勤館長	主事兼学芸員以下 2人 (うち非常勤職員 1人)

計 14 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭、電話使用料 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、入館券、刊行物（図録等） |
| (3) 収入事務 | 教育使用料（社会教育使用料）
雑入（博物館資料代收入） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 特別展「キレモノ」展示設営等委託契約
八戸市博物館くん蒸作業業務委託契約
八戸市南郷歴史民俗資料館展覧会企画委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

学 校

1 監査対象小・中学校

○小学校（11校）

柏崎小学校、小中野小学校、江陽小学校、白銀小学校、白銀南小学校、根城小学校、明治小学校、轟木小学校、多賀台小学校、南郷小学校、島守小学校

○中学校（6校）

第二中学校、白銀中学校、根城中学校、北稜中学校、大館中学校、島守中学校

2 学校配分予算の予算執行

学校配分予算は年度当初に教育委員会から学校長に配分され、予算執行される。その内容は需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕費）、役務費（手数料）、原材料購入費及び備品購入費である。

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 現金取扱事務 | 電話使用料 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 公有財産管理事務 | 備品 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。